

(案)

第三期 飯山市子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和7年度（2025年度）～ 令和11年度（2029年度）



令和7年（2025年）4月

飯山市

目次

【第1章】 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の策定体制	2

【第2章】 子ども・子育てをめぐる現状

1. 飯山市の状況	3
2. アンケート調査からみる子育ての状況	9
3. 今後の課題	18

【第3章】 第二期飯山市子ども・子育て支援事業計画の評価

1. 第二期計画における子育て支援事業の実績	20
2. 基本的な視点に基づく具体的な施策の取組状況	23

【第4章】 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本方針	25
2. 計画の基本的な視点	25

【第5章】 子ども・子育て支援施策の展開について

1. 制度の事業体系	26
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の二ーズ量の推計	27

【第6章】 量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援給付	28
2. 地域子ども・子育て支援事業	32
3. その他関連施策	42

【第7章】 計画の推進体制

1. 計画の推進	48
2. 計画の進行管理	48

資料

1. 飯山市子ども・子育て会議条例	49
2. 飯山市子ども・子育て会議 委員名簿	51

【第1章】 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を整備し、平成27年4月に、子育てをしやすい社会の実現を目指して、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を図る「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

飯山市では、平成27年3月に「第1期飯山市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期飯山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代を担う子どもたちの育成と子育て支援のため、各種事業を展開してきました。令和6年度に現行計画が最終年度を迎えることから、これまでの取り組み状況を検証するとともに、子育てを取り巻く社会状況の変化に対応した施策を推進するため、「第3期飯山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

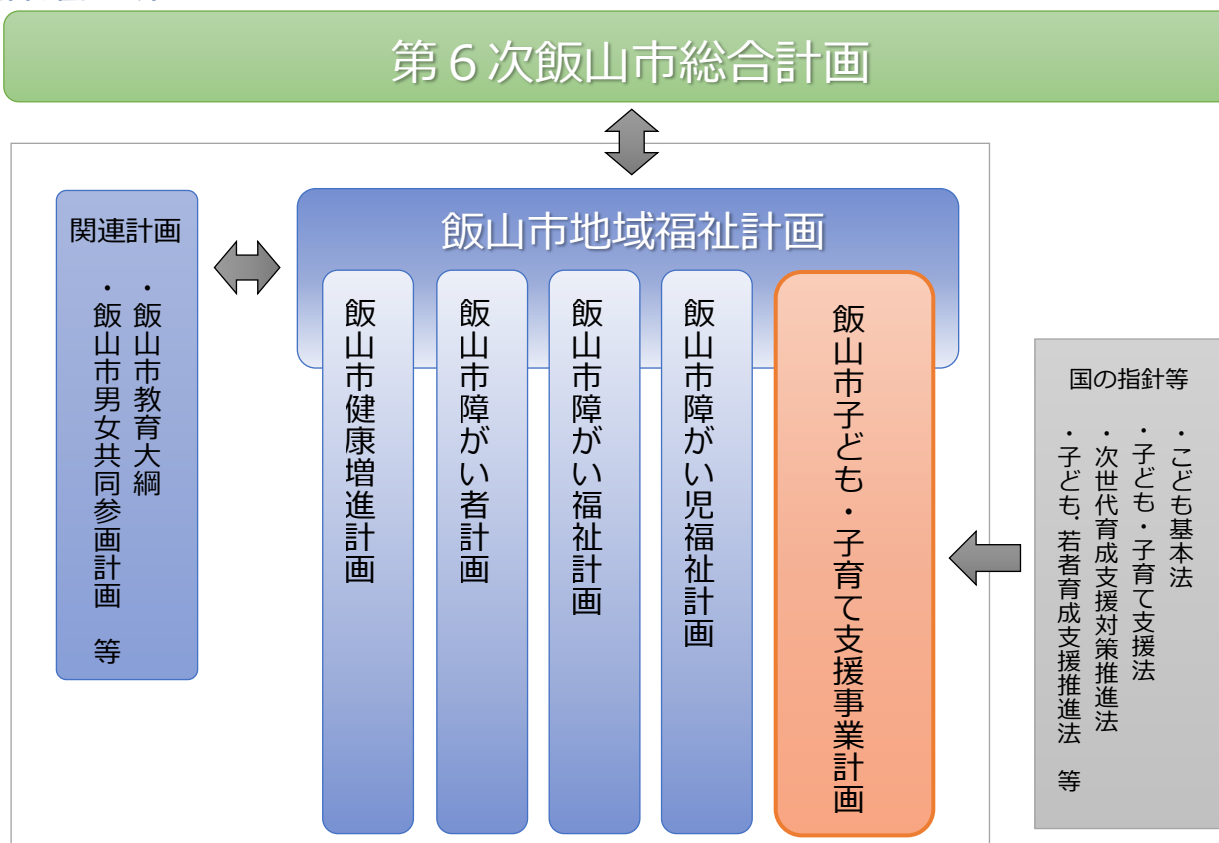
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

同法に基づき、教育・保育および地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容および実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

飯山市の子ども・子育て施策に関する基本理念等を踏まえ、上位計画である「飯山市第6次総合計画」や「飯山市地域福祉計画」、その他の関連計画も含めて整合性を図りながら、施策を推進します。

〈計画の位置づけ〉



3. 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。



4. 計画の策定体制

子ども・子育て支援法第72条第1項の規定により「飯山市子ども・子育て会議」を設置し、飯山市の現状や子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果をもとに検討し、策定しました。

〈子ども・子育て支援法の基本理念〉

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【第2章】 子ども・子育てをめぐる現状

1. 飯山市の状況

(1) 少子化の状況

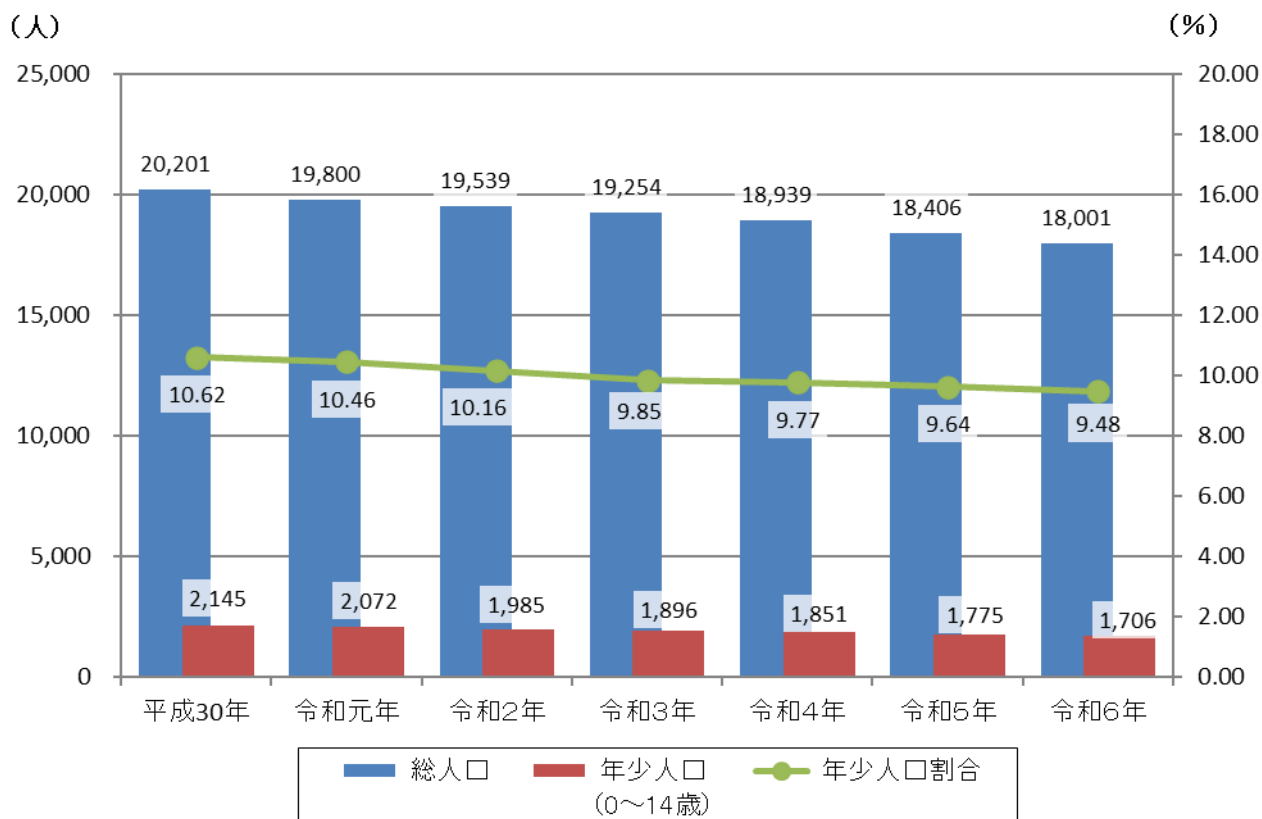
飯山市の人口は、令和2年に実施した国勢調査では19,539人でした。令和6年10月1日現在の毎月人口異動調査に基づく推計人口は、18,001人で1,538人の減となり、人口減少が続いています。年少人口（0～14歳）は、令和6年10月1日現在1,706人で、年少人口割合は9.48%と減少傾向で推移しています。

図1 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口（人）	20,201	19,800	19,539	19,254	18,939	18,406	18,001
年少人口（人） （0～14歳）	2,145	2,072	1,985	1,896	1,851	1,775	1,706
年少人口割合（%）	10.62	10.46	10.16	9.85	9.77	9.64	9.48

資料：令和2年は国勢調査結果、他は毎月人口異動調査に基づく推計人口（各年10月1日時点）



(2) 出生数と出生率の推移

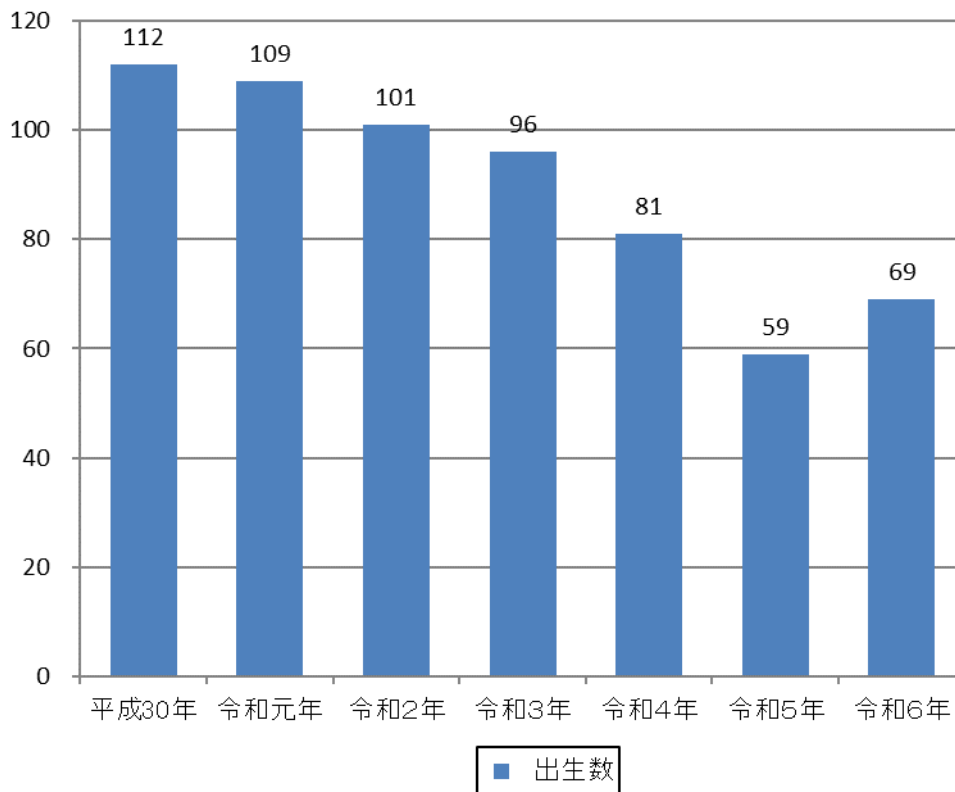
出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、第二期飯山市子ども・子育て支援事業計画の初年（令和2年）と比較すると、大きな減少となっています。

図2 出生数と出生率の推移

単位：人、％（パーミル、千分率）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生数（人）	112	109	101	96	81	59	69
出生率（％）	5.54	5.51	5.17	4.99	4.28	3.21	3.83

資料：毎月人口異動調査に基づく推計人口（各年12月累計）



(3) 世帯の状況

世帯数は、令和6年10月1日現在、7,149世帯で減少傾向となっており、1世帯あたりの人員も減少傾向で推移しています。

国勢調査による令和2年時点で家族類型別に見ると18歳未満の世帯員のいる核家族世帯（760世帯）は、総世帯数（1,408世帯）の54%を占め、核家族世帯の12.8%が「ひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）」となっています。

図3 世帯数および家族類型の推移

単位：人、%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口（人）	20,201	19,800	19,539	19,254	18,939	18,406	18,001
年少人口（人） （0～14歳）	2,145	2,072	1,985	1,896	1,851	1,775	1,706
年少人口割合（%）	10.62	10.46	10.16	9.85	9.77	9.64	9.48

資料：令和2年は国勢調査結果、他は毎月人口異動調査に基づく推計人口（各年10月1日時点）

単位：世帯

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	6歳未満世帯員の いる世帯	18歳未満世帯員の いる世帯
総数	7,760	7,666	7,401	7,227	483	1,408
A 親族世帯	6,364	6,141	5,729	5,390	483	1,406
I 核家族世帯	3,841	3,923	3,866	3,853	288	760
(1)夫婦のみ	1,457	1,491	1,540	1,607	-	-
(2)夫婦と子ども	1,757	1,729	1,603	1,537	275	663
(3)男親と子ども	99	123	112	117	-	7
(4)女親と子ども	528	580	611	592	13	90
II その他の親族世帯	2,523	2,218	1,863	1,537	195	646
(5)夫婦と両親	152	131	104	103	-	-
(6)夫婦とひとり親	310	318	300	291	-	-
(7)夫婦、子どもと両親	696	553	424	294	61	208
(8)夫婦、子どもとひとり親	756	634	520	371	33	177
(9)夫婦と他の親族 （親、子どもを含まない）	21	16	18	21	1	3
(10)夫婦、子どもと他の親族 （親を含まない）	127	115	111	109	17	78
(11)夫婦、親と他の親族 （子どもを含まない）	46	65	46	33	5	10
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	239	210	159	127	71	118
(13)兄弟姉妹のみ	27	37	49	53	-	1
(14)他に分類されない親族世帯	149	139	132	135	7	51
B 非親族世帯	12	27	35	36	-	2
C 単独世帯	1,384	1,497	1,624	1,798	-	-

資料：国勢調査

(4) 15 歳以上人口の配偶関係

令和2年国勢調査による当市の15歳以上人口を配偶関係別にみると、未婚は男性が2,458人、女性が1,559人で、15歳以上の男性に占める未婚の割合(29.1%)は、女性に占める未婚の割合(17.2%)より高くなっています。

図4 配偶関係・年齢・総数 15 歳以上人口

単位：人、%

	総数（人）			未婚（人）			未婚率（%）		
	計	男	女	計	男	女	全体	男	女
総数	17,494	8,440	9,054	4,017	2,458	1,559	23.0	29.1	17.2
15～19歳	852	463	389	851	463	388	99.9	100.0	99.7
20～24歳	546	291	255	506	273	233	92.7	93.8	91.4
25～29歳	655	351	304	493	281	212	75.3	80.1	69.7
30～34歳	728	387	341	350	208	142	48.1	53.7	41.6
35～39歳	907	457	450	307	203	104	33.8	44.4	23.1
40～44歳	1,102	547	555	288	174	114	26.1	31.8	20.5
45～49歳	1,260	630	630	285	195	90	22.6	31.0	14.3
50～54歳	1,232	629	603	233	159	74	18.9	25.3	12.3
55～59歳	1,342	675	667	201	143	58	15.0	21.2	8.7
60～64歳	1,425	690	735	150	114	36	10.5	16.5	4.9
65～69歳	1,705	849	856	150	118	32	8.8	13.9	3.7
70～74歳	1,765	927	838	112	87	25	6.3	9.4	3.0
75～79歳	1,230	571	659	43	23	20	3.5	4.0	3.0
80～84歳	1,150	443	707	28	13	15	2.4	2.9	2.1
85～89歳	960	361	599	15	3	12	1.6	0.8	2.0
90～94歳	480	139	341	0	-	-	0.0	0.0	0.0
95～99歳	139	28	111	4	1	3	2.9	3.6	2.7
100歳以上	16	2	14	1	-	1	6.3	0.0	7.1

資料：国勢調査より算出

(5) 認可保育所

認可保育所は、平成29年度から公立保育園1園が休園中、令和3年度から公立保育園1園が減っていますが、利用児童数の状況は、利用定員内となっています。全体の児童数は減少傾向にありますが、0歳児、1・2歳児の利用傾向はほぼ横ばいとなっています。(令和6年は出生数の減により減少。)

図5 認可保育所園児数

単位：か所、人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事業所数（か所）	9	9	9	8	8	8	8
利用定員数（人）	760	760	760	720	720	680	680
児童数（人）	482	480	469	441	435	422	388
0歳児（人）	3	3	2	4	2	2	1
1.2歳児（人）	147	139	145	131	134	136	116
3歳以上児（人）	332	338	322	306	299	284	271

※各年4月1日現在の状況

資料：子育て支援係（福祉行政報告例）

（6）放課後児童クラブ

放課後児童クラブについては、核家族化や共働き世帯の増加により、登録児童数および一日平均利用数は横ばい、もしくは増加傾向にあります。なお、飯山小学校区については、平成30年6月に飯山市子ども館「きらら」を開館しました。これに伴い、新たに飯山児童クラブを設置するとともに、自由来館児童の受け入れ拡大を図りました。また、令和7年4月の城北小学校開校にあわせ、城北小学校区域内の3つの放課後児童クラブ（泉台・瑞穂・常盤）と戸狩児童センターの統合を行います。

図6 城北小学校区内児童クラブ等の統合について



一学期および夏季休業期間は「飯山市勤労青少年ホーム（現：戸狩児童センター）」で運営を行い、二学期以降は城北小学校校舎内に併設された「児童クラブ室」で運営を行う。

図7 学童保育利用状況

単位：か所、人、%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事業所数（か所）	7	7	7	7	7	7	7
利用定員数（人）	235	235	235	235	235	235	235
飯山小学校	70	70	70	70	70	70	70
秋津小学校	45	45	45	45	45	45	45
木島小学校	20	20	20	20	20	20	20
東小学校	20	20	20	20	20	20	20
泉台小学校	20	20	20	20	20	20	20
常盤小学校	30	30	30	30	30	30	30
戸狩小学校	30	30	30	30	30	30	30
登録児童数（人）	242	248	213	209	216	230	219
飯山小学校	84	73	71	76	75	79	73
秋津小学校	46	42	32	27	27	34	46
木島小学校	23	29	26	25	29	29	31
東小学校	11	11	13	14	15	22	15
泉台小学校	25	32	27	20	20	17	18
常盤小学校	30	26	14	13	15	16	15
戸狩小学校	23	35	30	34	35	33	21
1日平均利用児童数（人）	174	182	160	148	158	166	163
飯山小学校	66	58	56	59	58	58	52
秋津小学校	36	34	26	22	21	26	35
木島小学校	17	22	19	15	20	20	24
東小学校	8	9	12	12	12	17	11
泉台小学校	19	25	20	17	14	13	13
常盤小学校	12	7	5	5	9	7	11
戸狩小学校	17	28	22	17	24	25	17
登録児童に対する平均利用率（%）	72.0	73.3	75.3	70.9	73.3	72.1	74.4
飯山小学校	78.6	79.7	79.0	78.1	77.2	72.9	70.6
秋津小学校	77.6	80.2	82.4	82.7	79.0	76.5	76.8
木島小学校	71.8	75.4	72.1	61.7	68.0	70.0	76.3
東小学校	74.3	82.6	94.2	87.5	80.9	76.1	74.2
泉台小学校	74.1	77.8	73.6	85.9	68.6	76.7	74.4
常盤小学校	41.1	25.0	38.2	34.8	62.2	44.6	75.3
戸狩小学校	73.7	78.6	72.1	50.5	68.9	75.8	78.9

資料：子育て支援係（各年10月1日時点）

2. アンケート調査からみる子育ての状況

(1) アンケート調査の概要

【調査の目的】

第三期計画を策定するにあたり、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、飯山市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的として、アンケート調査を実施しました。

【調査の種類と対象者、実施概要および回収結果】

●調査の種類と対象者

種類	対象世帯	対象世帯数
就学前児童の いる世帯	令和5年12月31日時点で、住民基本台帳に掲載されている就学前の児童がいる全世帯（就学前児童が2人以上いる場合は年齢が上の児童について）	457世帯

●実施概要

種類	対象地域	調査形式	配布・回収方法	調査時期
就学前児童	飯山市全域	アンケート調査	郵送配布 郵送回収	令和6年2月20日～ 令和6年3月8日

●回収結果

区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	457	293	64.1%

(2) 飯山市の子育て環境や支援への満足度

令和2年(計画策定時)と比較し、年少人口、出生数はいずれも減少していますが、令和6年2月に実施した子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果において、飯山市における子育て環境や支援の満足度のうち、「満足」「おおむね満足」と回答のあった割合が46.4%となり前回調査と比較し13.9%増加し「不満」「やや不満」と回答のあった割合は、21.2%で7%の減少となりました。

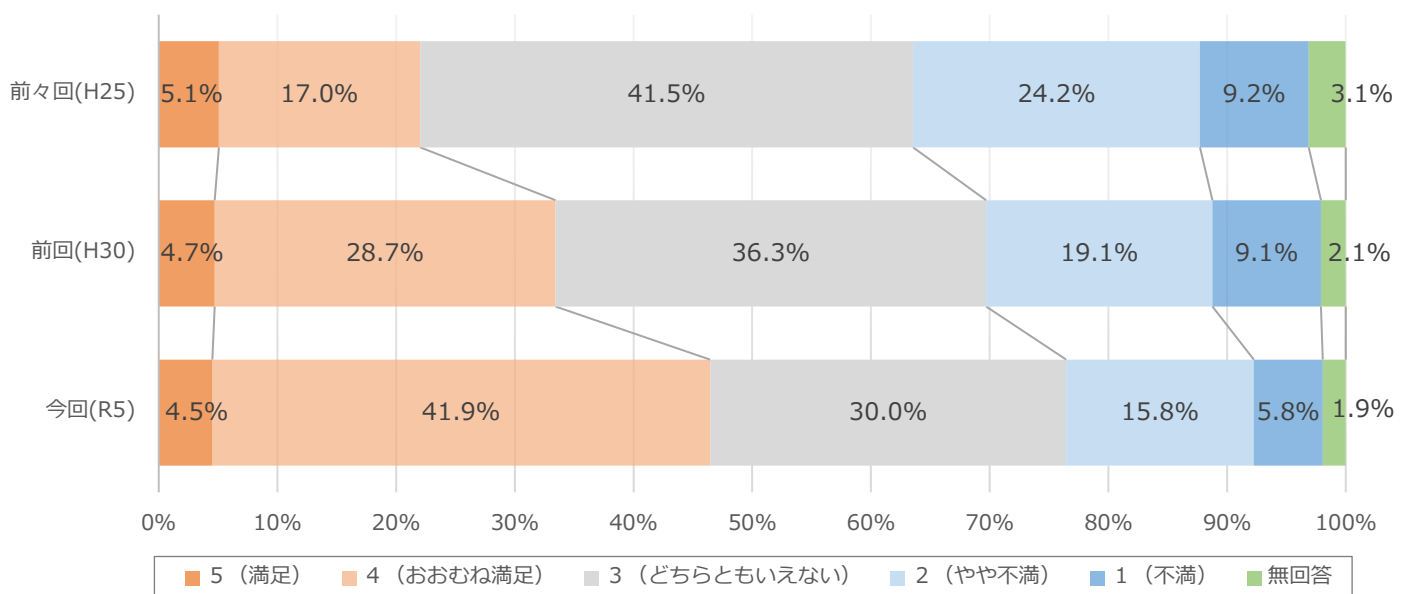
●飯山市における子育ての環境や支援への満足度

回答項目	度数	構成比	構成比(3区分)
5 (満足)	14	4.5%	46.4%
4 (おおむね満足)	130	41.9%	
3 (どちらともいえない)	93	30.0%	30.0%
2 (やや不満)	49	15.8%	21.6%
1 (不満)	18	5.8%	
無回答	6	1.9%	1.9%
計	310	100.0%	100.0%

●前回 (H30) との比較

回答項目	今回	前回	増減
5 (満足)	4.5%	4.7%	-0.2%
4 (おおむね満足)	41.9%	28.7%	+13.2%
3 (どちらともいえない)	30.0%	36.3%	-6.3%
2 (やや不満)	15.8%	19.1%	-3.3%
1 (不満)	5.8%	9.1%	-3.3%
無回答	1.9%	2.1%	-0.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%

●前々回 (H25) 、前回 (H30) からの経年変化

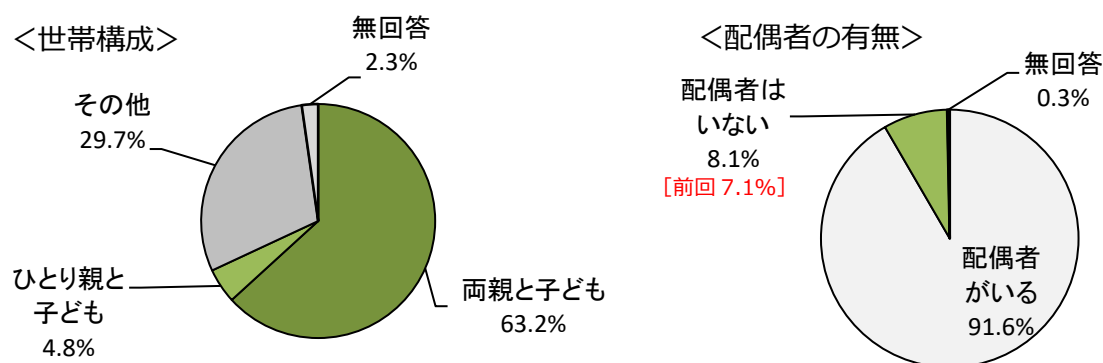


(3) 調査結果からみる子育てに関する現状

① 家族構成

両親と子ども・ひとり親と子どものみの世帯が 68.0%を占めており、国勢調査の結果からも、核家族の割合は 52.2%⇒54%に、単独世帯の割合は 21.9%⇒24.9%に増加していることがわかります。

また、配偶者がいないと回答した方の割合が 7.1%⇒8.1%に増加していることから、ひとり親世帯の割合が増加していることがわかります。

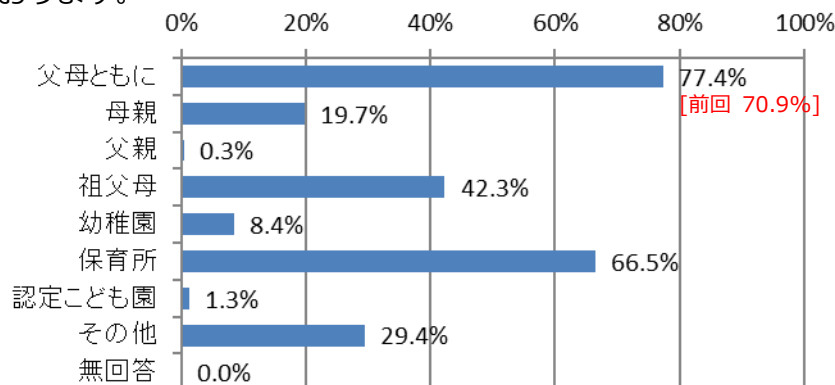


核家族にとっては、育児しながら働きやすい環境が重要であり、保育サービスの充実や放課後児童クラブ等の拡充が求められていると考えられます。

また、ひとり親家庭には個々の家庭の状況に応じた支援が必要なことから、こども女性家庭センターが中核となり、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を進めていく必要があると考えられます。

② 日常的に子育てに関わっている方

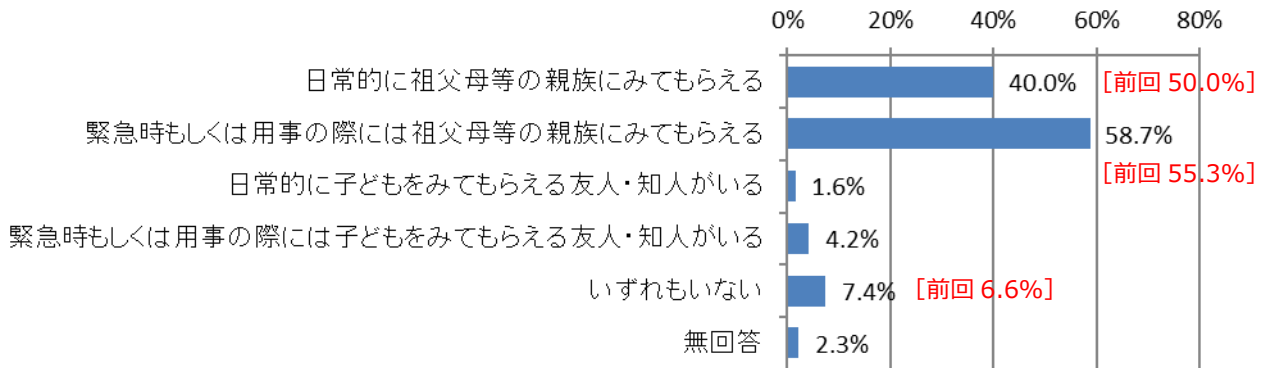
父母ともに育児に関わっている世帯の割合が増加しており、父親の育児参加が進んでいることがわかります。しかし、母親のみが関与している家庭の割合についても、依然として一定の高さを占めております。



特に母親が中心となって育児を行う家庭では、仕事と育児の両立が難しい場合が多く、身体的・精神的負担が懸念されます。こども女性家庭センターが中核となり、関係機関との連携を強化し、支援体制の整備を進めていく必要があると考えられます。

③ 子どもをみてもらえる親族・知人

子どもをみてもらえる親族・知人がいない世帯の割合が増加しています。核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化を反映しています。



親が育児のすべてを担う家庭においては、親がストレスや育児不安を抱えることが懸念されます。

保育サービスや放課後児童クラブなどの各種子育て支援事業の充実と、利用しやすい環境整備が必要だと考えられます。

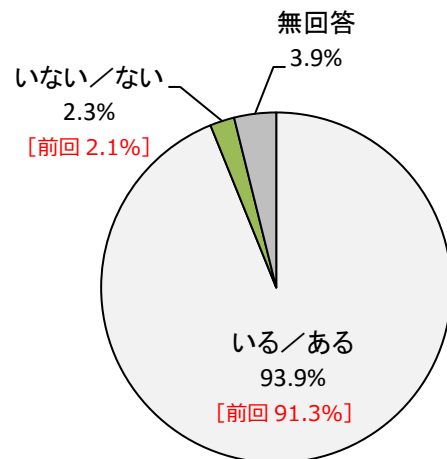
また、親同士の交流の場の提供や、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの推進が重要だと考えられます。

④ 気軽に相談できる人

約9割が気軽に相談できる人が「いる」と答えしており、前回より割合が高くなっていることから、相談相手が身近にいる環境が一定程度整っていることがわかります。

その一方で、「いない」と回答した家庭も存在しており、前回より増加傾向にあります。この層は、孤立しやすく、行政支援が必要な状況にあると考えられます。

「相談できる人がいない」と答えていない家庭でも、周囲の目を気にして相談を避けているケースや、そもそも相談する必要性を自覚していない家庭が存在する可能性があります。

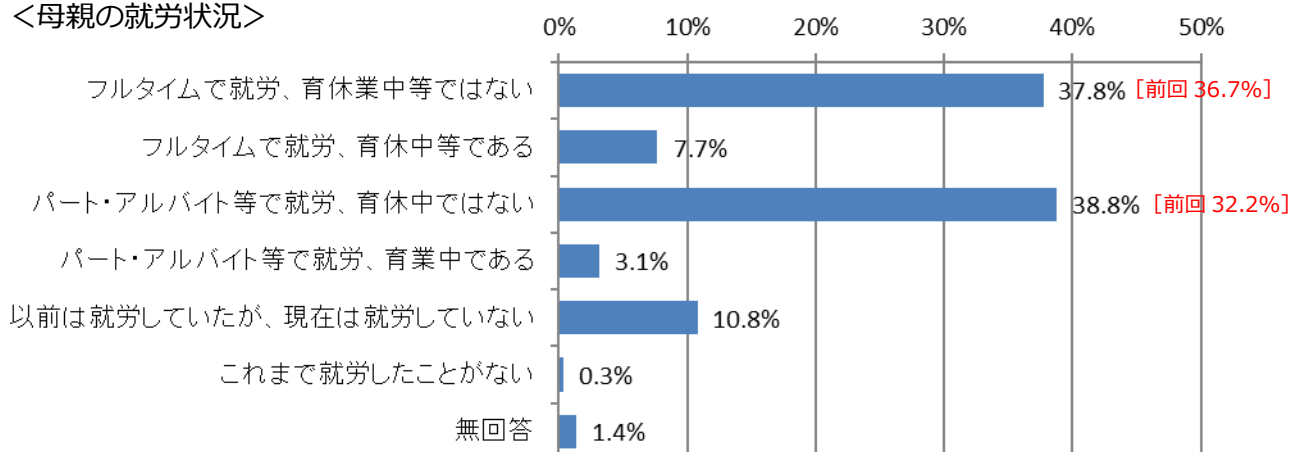


相談相手がない家庭への支援として、「こども女性家庭センター」が中心となり、相談しやすい環境整備を進めていく必要があると考えられます。また、保健師や相談員の訪問支援により、孤立防止に向けた個別の対応が求められていると考えられます。

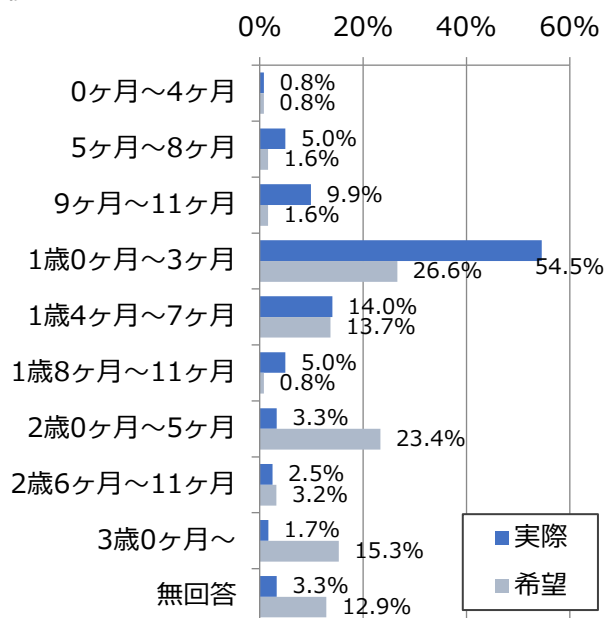
⑤ 母親の就労状況

母親の就業状況について、就業中の割合が前回より上昇しています。また、育児休業を取得する母親の割合も増加し、制度の浸透が見られますが、復職時期は0～2歳の子どもを持つ家庭が多く、低年齢層の保育ニーズが高まっています。さらに、育児休業が3歳まで取得可能な制度があれば、「3歳まで育児休業を取得したい」と回答した家庭が最も多いことから、制度を整えば家で育児したい家庭が多いことがわかります。

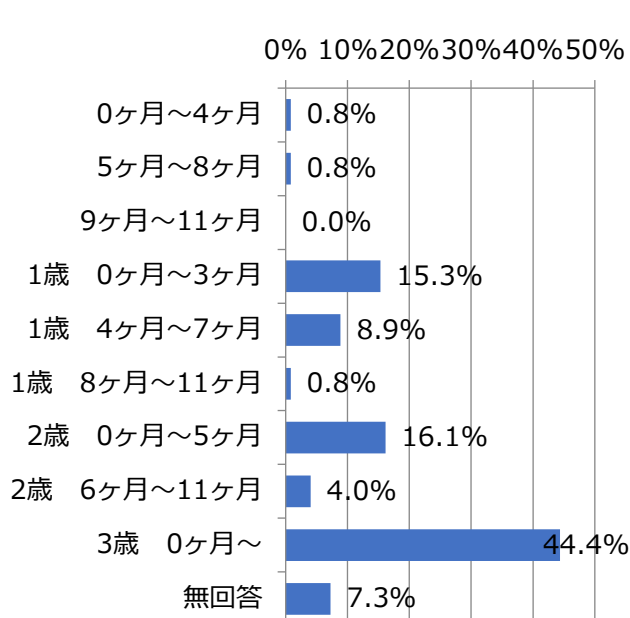
<母親の就労状況>



<復帰の時期>



<育児休業が3年あったら>



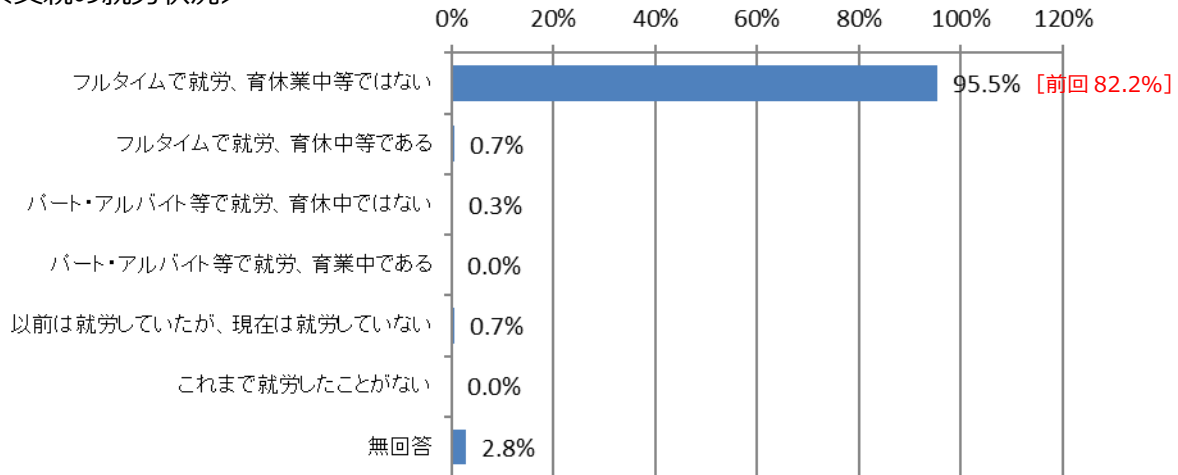
女性の社会進出が進む中で、就労と育児の両立が重要な課題となっています。特に低年齢層の保育ニーズが高まっており、保育士の確保や受け入れ体制の整備が求められていると考えられます。

また、育児休業を3歳まで希望する家庭が多い現状を踏まえ、育児休業を取りやすい環境の整備や、家庭内で保育を行う世帯への支援を検討する必要があると考えられます。

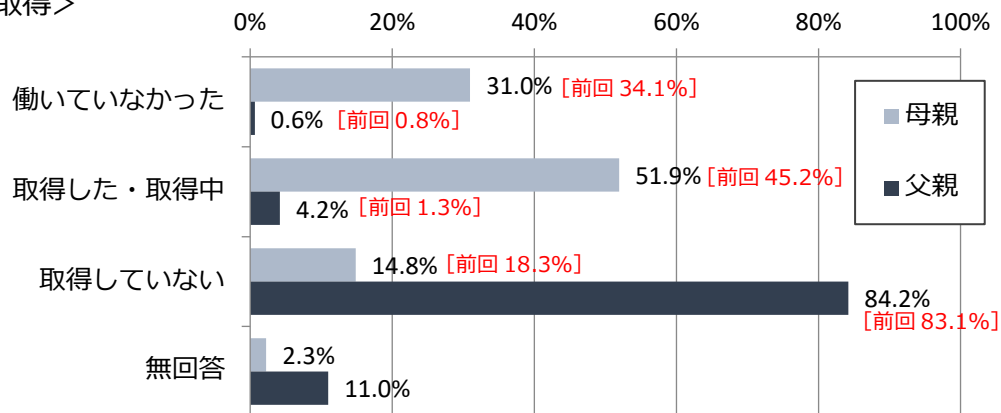
⑥ 父親の就労状況

父親の就労率が非常に高く、母親の就労率も高いことを踏まえると、共働き家庭が主流になっている現状がうかがえます。父親の就労率が高い一方で、父親の育児休業の取得率は前回に比べて増加傾向にあるものの、依然として低い水準にとどまっています。

＜父親の就労状況＞



＜育児休業の取得＞

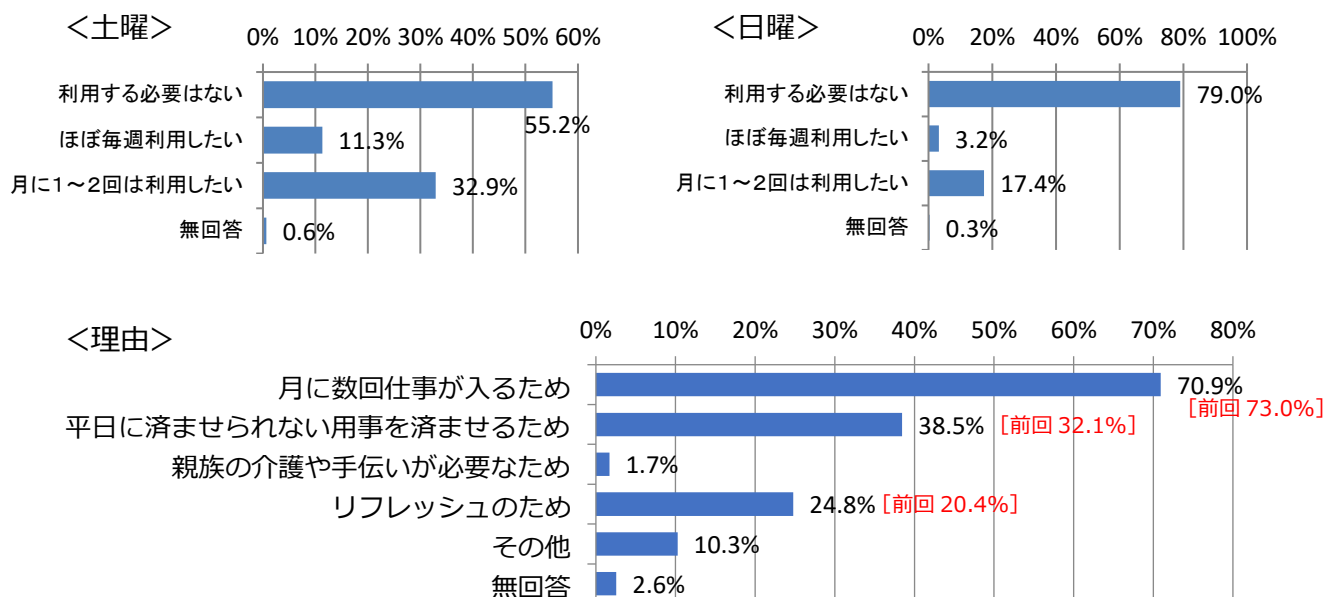


父親の育児休業の取得率が依然として低水準なことをふまえ、父親の育児休業や「産後パパ育休」を取りやすい環境を整備するため、周知・啓発等を進めていく必要があると考えられます。

また、父親向けの子育て講座や、父親同士が交流できる場の整備も進めていく必要があると考えられます。

⑦ 土曜・休日の定期的な教育保育の利用

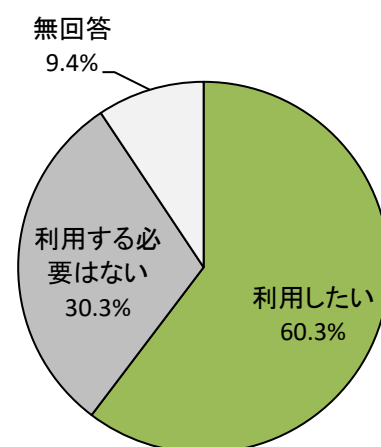
「仕事」が利用理由の大部分を占めており、土曜・休日保育が働く親の負担軽減に直接的な影響を与えることがわかります。「リフレッシュ」を理由に挙げる割合が前回より増加しており、保護者が自分自身の時間を確保したいというニーズが増えていることがわかります。



土曜・休日保育の利用について、「仕事」が主な利用理由となっており、働く親の負担軽減に一定の役割を果たしていることがうかがえます。また、多様化する保育ニーズに合わせ、保育士の確保などの課題も踏まえながら、現状の運営体制とのバランスを考え検討を進める必要があると考えられます。

⑧ こども誰でも通園制度を利用したい

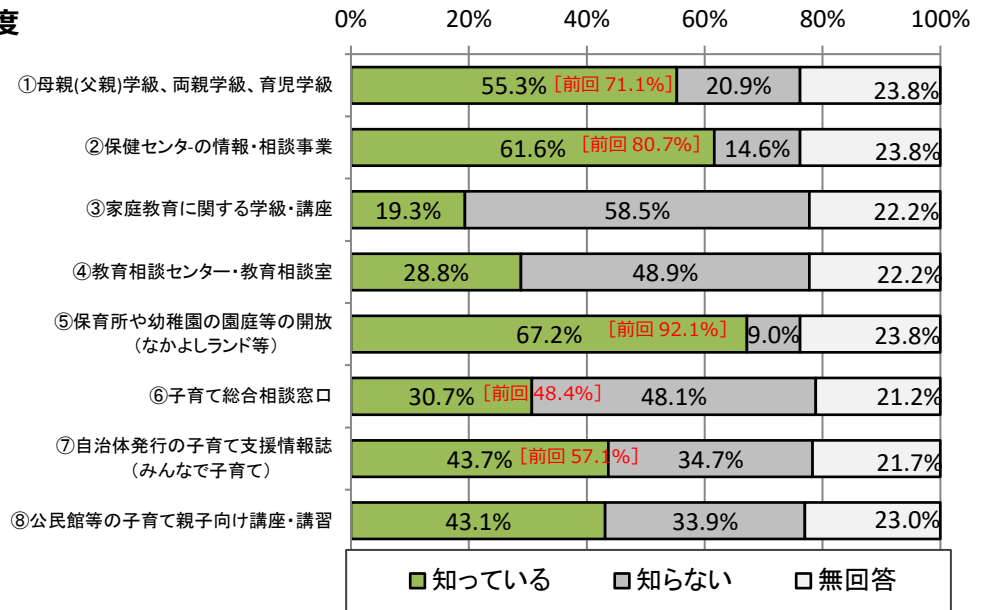
「こども誰でも通園制度を利用したい」というデータは、多くの家庭がこの制度に関心を持ち、実際に利用を希望していることを示しています。また、「利用日数：5日／週」「利用時間：7-9時間／日」という具体的な希望条件が示されていることから、保育・通園サービスに対する家庭のニーズが非常に高いことがわかります。



「こども誰でも通園制度」の事業実施に向けて、保育士の確保と環境整備が必要だと考えられます。また、制度を広く周知するため、積極的な情報発信を行うとともに、利用手続きや条件をわかりやすくする施策が求められていると考えられます。

⑨ 子育て支援事業の認知度

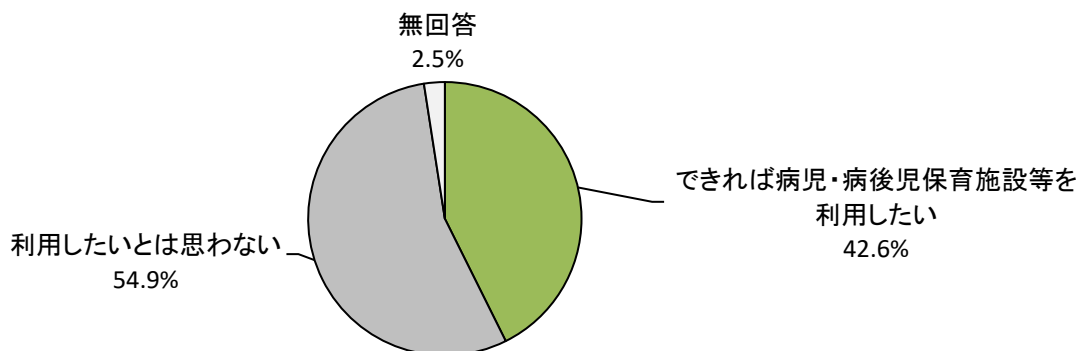
現在、市が実施している子育て支援事業に関する認知度について、一部の事業(母親(父親)学級、保健センターの情報・相談事業、なかよしランド、子育て総合相談窓口、みんなで子育て)において前回調査と比較して数値が低下しています。



これまでのように紙媒体を中心とした情報発信の方法では、デジタル化が急速に進む現代社会において、特に若い世代に十分に情報が届きにくい状況にあると考えられます。SNSやインターネットなど、デジタルツールを活用した新たな情報発信の手法を検討し、より効果的に市民に情報を届けるための取り組みを進める必要があると考えられます。

⑩ 病児・病後児保育

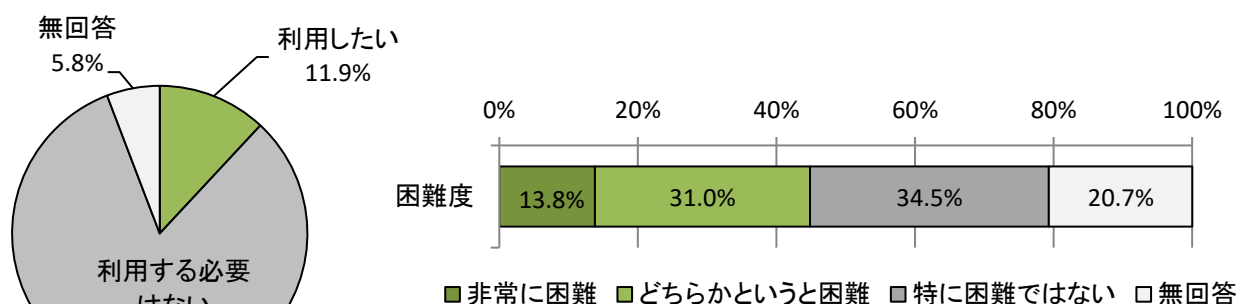
「病児・病後児保育施設の利用を希望する」と回答した保護者が一定数存在する一方で、「実際に利用した」と回答した保護者はごく少数に留まる結果となっています。さらに、自由意見欄においても、多くの保護者から病児保育を求める声が寄せられており、特に需要が高いのは、病気の回復期に対応する病後児保育ではなく、病中に子どもを預かる「病児保育」とであると推察されます。



病中に子どもを預かる「病児保育」について、現時点では受け入れ体制の確保が難しいことなどの理由により、事業の実施には至っておりませんが、今後も引き続き、受け入れ体制の整備や運用の可能性について慎重に検討し、事業の実現に向けた取り組みを模索していく必要があると考えられます。

⑪ 短期入所生活援助事業

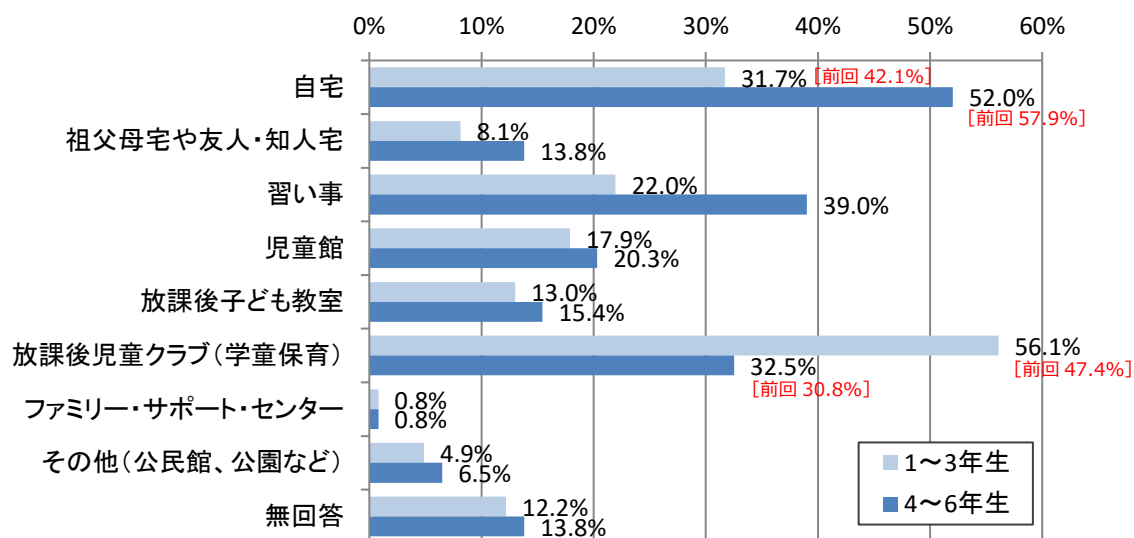
短期入所生活援助事業について、12%近い保護者が利用を希望しており、また、「泊りがけで家族以外に子どもを預けなければならない状況があった」と回答した保護者の中では、44.8%が「非常に困難」または「どちらかという困難」と感じていることがわかりました。



保護者の用事（冠婚葬祭、育児疲れや不安、病気など）により、短期入所生活援助事業の利用を希望する保護者が一定数いると考えられます。今後、事業内容の周知と受け皿の確保が必要と考えられます。

⑫ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校高学年児童の放課後の過ごし方において、前回調査と比較して自宅で過ごしている児童が減少し、児童クラブを利用している児童が増加しています。これは、核家族化や共働き世帯の増加に伴い、保護者不在時に子どもが安全に過ごせる場の需要が高まっているためと考えられます。



今後、放課後児童クラブや城北小学校で新設された「放課後子ども教室」などの取り組みを推進し、引き続き高学年児童の居場所確保を図る必要があると考えられます。

3. 今後の課題

(1) 就労と育児の両立を支える環境整備

共働き家庭や核家族が増える中、特に3歳未満児の保育ニーズの高まりや多様な育児環境への対応が求められています。保護者が安心して働ける環境を整備する取り組みが必要です。

【具体的な施策】

・保育サービスの拡充

3歳未満児保育の施設整備を進め、待機児童0人を維持。

土曜・休日保育、放課後児童クラブ等の充実。

保育士不足への対応として、保育士確保に向けた支援や働きやすい職場環境の整備。

・育児休業環境の整備

育児休業を取得しやすい環境整備と周知・啓発の強化。

・父親の子育て参画促進

父親向けの育児講座や交流の場を設けることで、育児負担を家庭内で分散。

(2) 地域に根差した支援と子育て環境の強化

地域や近隣関係が希薄化する中で、孤立する家庭や支援を必要とする家庭に対し、地域資源を活用した一貫した支援体制が必要です。

【具体的な施策】

・子育て世帯の安心を支える仕組み

「飯山市こども女性家庭センター」を中核とした、妊娠期から出産・育児までの切れ目のない支援体制の強化。

母子健康手帳交付時の面談、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業の推進。

子どもの貧困や児童虐待への対応を含む相談体制の強化。

・孤立防止のネットワーク構築

保健師や相談員による訪問や親同士の交流の場を拡充し、育児不安の軽減。

地域資源の開発と関係機関の連携による個別支援体制の整備。

(3) 少子化・過疎化に対応した持続可能な子育て支援

少子化と過疎化が進行する中で、保育園の適正規模・配置の検討が求められます。子どもたちにとって望ましい教育・保育環境を維持するための施策の推進が必要です。

【具体的な施策】

・ 保育園の適正規模の検討

「未来の保育検討会」に基づく保育園の適正配置。

混合クラスの解消や年齢ごとの保育環境の整備。

・ 子育て支援策の拡充

家庭で育児する保護者への支援施策の強化。

保育サービスの質と利便性の向上。

・ 子育て環境の持続可能性の確保

少子化の中でも家庭・地域が連携して子どもを育む仕組みを構築。

地域資源の開発と関係機関の連携による個別支援体制の整備。

(4) 地域の魅力向上と移住・定住の促進

地域の魅力を高めるため、移住・定住者の受け入れを促進し、魅力的なまちづくりや遊び場の整備、出産・育児環境の充実、さらにはインターネットを用いた情報発信を進めることが求められています。

【具体的な施策】

・ 公園などの遊び場の整備

子どもが安心して遊べる公園の整備、維持管理。

・ 移住・定住者の受け入れ促進

地域の魅力を発信する PR 活動を通じた移住・定住施策の推進。

・ 病院などの出産・育児ができる環境の整備

遠方の分娩施設での出産にかかる交通費や宿泊費用の補助、出産時の通院支援の充実。

・ 移住してきた外国人への対応強化

多言語対応の相談窓口や行政サービスの提供。

【第3章】 第二期飯山市子ども・子育て支援事業計画の評価

1. 第二期計画における子育て支援事業の実績

(1) 「幼児期の教育・保育」の見込みに対する実績

飯山市は、「子ども・子育て支援法」に基づき「第二期飯山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所や幼稚園の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、量の見込みと確保の内容を定めてサービスの提供に取り組んできました。

第二期計画期間における、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容の実績は以下のとおりです。

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定	計画	需要量（量の見込み）	66	64	62	59
		供給量（確保の内容）	66	64	62	59
	実績	需要量（量の見込み）	32	34	45	44
		供給量（確保の内容）	120	70	60	60
		過不足	88	36	15	16
2号認定	計画	需要量（量の見込み）	303	290	281	269
		供給量（確保の内容）	303	290	281	269
	実績	需要量（量の見込み）	346	306	299	287
		供給量（確保の内容）	475	441	441	434
		過不足	129	135	142	147
3号認定 0歳児	計画	需要量（量の見込み）	51	49	49	45
		供給量（確保の内容）	51	49	49	45
	実績	需要量（量の見込み）	2	4	2	2
		供給量（確保の内容）	46	45	45	39
		過不足	44	41	43	37
3号認定 1～2歳児	計画	需要量（量の見込み）	151	140	127	124
		供給量（確保の内容）	151	140	127	124
	実績	需要量（量の見込み）	151	131	134	136
		供給量（確保の内容）	239	234	234	207
		過不足	88	103	100	71

※ 1号認定：満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で教育を受ける子ども。

2号認定：満3歳以上で、保護者の就労などにより保育が必要な子ども。保育所や認定こども園で保育を受けます。

3号認定：0～2歳児で、保護者の就労などにより保育が必要な子ども。保育所や認定こども園で保育を受けます。

（1～3号認定については、P.27にて詳しく説明しています。）

※ 実績欄の「需要量」は実際に申し込みのあった園児数を示し、「供給量」は利用定員数を表しています。過不足の数値は、各年の供給量（利用定員数）から需要量（申し込みのあった園児数）を差し引いたものです。

(2) 「地域子ども・子育て支援事業」の見込みに対する実績

第二期計画期間における、地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の内容の実績は以下のとおりです。

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業	計画	需要量（量の見込み）	2	2	2	2
		供給量（確保の内容）	2	2	2	2
	実績	需要量（量の見込み）	2	2	2	2
		供給量（確保の内容）	2	2	2	2
		過不足	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	計画	需要量（量の見込み）	2	2	2	2
		供給量（確保の内容）	2	2	2	2
	実績	需要量（量の見込み）	2	2	2	2
		供給量（確保の内容）	2	2	2	2
		過不足	0	0	0	0
妊婦健康診査※	計画	需要量（量の見込み）	105	101	101	99
		供給量（確保の内容）	105	101	101	99
	実績	需要量（量の見込み）	1,886	2,051	1,535	1,274
		供給量（確保の内容）	1,886	2,051	1,535	1,274
		過不足	0	0	0	0
乳児家庭全戸訪問事業	計画	需要量（量の見込み）	105	101	101	99
		供給量（確保の内容）	105	101	101	99
	実績	需要量（量の見込み）	88	86	74	56
		供給量（確保の内容）	88	86	74	56
		過不足	0	0	0	0
養育支援訪問事業	計画	需要量（量の見込み）	21	20	20	20
		供給量（確保の内容）	21	20	20	20
	実績	需要量（量の見込み）	14	16	17	14
		供給量（確保の内容）	14	16	17	14
		過不足	0	0	0	0

※ 妊産婦健康診査について、第二期計画では利用者数（累計を除く）をもとに量の見込みと確保の内容を推計しました。一方、実績は累計利用人数でのみ集計しているため、その形式で表記しています。（第三期は累計利用人数にて推計を行います。）

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て短期支援事業	計画	需要量（量の見込み）	41	39	37	36
		供給量（確保の内容）	41	39	37	36
	実績	需要量（量の見込み）	0	0	0	0
		供給量（確保の内容）	0	0	0	0
		過不足	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業	計画	需要量（量の見込み）	51	50	50	48
		供給量（確保の内容）	51	50	50	48
	実績	需要量（量の見込み）	1	5	50	13
		供給量（確保の内容）	1	5	50	13
		過不足	0	0	0	0
一時預かり	計画	需要量（量の見込み）	3,595	3,401	3,237	3,103
		供給量（確保の内容）	3,595	3,401	3,237	3,103
	実績	需要量（量の見込み）	294	236	118	280
		供給量（確保の内容）	294	236	118	280
		過不足	0	0	0	0
延長保育事業	計画	需要量（量の見込み）	109	104	99	95
		供給量（確保の内容）	109	104	99	95
	実績	需要量（量の見込み）	162	152	116	168
		供給量（確保の内容）	162	152	116	168
		過不足	0	0	0	0
病児保育事業	計画	需要量（量の見込み）	100	100	100	100
		供給量（確保の内容）	100	100	100	100
	実績	需要量（量の見込み）	24	17	25	14
		供給量（確保の内容）	24	17	25	14
		過不足	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	計画	需要量（量の見込み）	260	260	260	260
		供給量（確保の内容）	260	260	260	260
	実績	需要量（量の見込み）	211	203	199	166
		供給量（確保の内容）	235	235	235	235
		過不足	24	32	36	69

2. 基本的な視点に基づく具体的な施策の取組状況

「第二期飯山市子ども・子育て支援事業計画」においては、子ども・子育て支援施策の推進にあたり4つの基本的な視点を定めて、具体的施策に取り組んできました。

第二期計画期間における4つの基本的な視点ごとの主な取組は以下のとおりです。

(1) 若者の子育てと仕事の両立を図る環境支援の充実

飯山市では、子育て世代の保護者の負担軽減として、平成23年度から第3子以降の保育料の無料化を実施してきました。さらに、令和元年10月1日からは幼児教育・保育無償化がスタートし、すべての3歳以上児の保育料が無償化となりました。併せて、この無償化に伴い原則保護者からの実費徴収とされた3歳以上児の給食費(副食費)についても、本市では無償としてきました。令和5年4月からは、3歳未満児の給食費(主食費・副食費)についても無償とし、保育園だけでなく認可外保育施設に通う子どもについても無償化の対象とするように拡充しました。3歳以上児の主食についても、令和6年度「お試し炊飯」として主食の提供について研究を進めているところです。

令和6年4月からは第2子の3歳未満児保育料半額や低所得世帯の保育料軽減も実施し、保護者の負担軽減を図りました。

また、保育所などに通う場合「育児」を理由とした保育の必要性の認定期間が、これまでの1年から2年に延長となりました。この変更により、すでに通っている上のお子さんが保育所を退園することがなくなり、生まれてきたお子さんの家庭での育児をこれまで以上に継続できるようになりました。

令和6年10月に児童手当の抜本的拡充を行い、すべての子育て世帯への経済的支援を強化しました。また、11月には児童扶養手当の拡充も行い、所得制限限度額の引き上げおよび第3子以降の加算額の拡充を行いました。

(2) 「飯山市子ども館」を拠点とした子育て支援体制の充実

平成30年6月に開館した、「児童センター」「放課後児童クラブ」「子育て支援センター」「病後児保育」「放課後等デイサービス」の5つの機能を有する飯山市子ども館『きらら』により、以前から課題とされていた病後児保育の実施や子育て支援センターの土日開放、児童センターの休日開館を実施することができました。令和7年4月の城北小学校開校にあわせ、城北小学校区域内の3つの放課後児童クラブ(泉台・瑞穂・常盤)と戸狩児童センターの統合も予定しています。

(3) 子どもを安心して産み育てることができる環境整備

令和4年4月から飯山市で出産した児童を養育する者の経済的負担を軽減するため、対象児童1人につき10万円を出産特別給付金として交付しています。あわせて国の「出産・子育て応援交付金」を

活用した経済的支援と伴走型相談支援として「マタニティ・子育て応援ギフト」の支給も始めました。保健師等が中心となり、妊娠届出時から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

令和2年10月には、長野県が認定している「信州型自然保育（信州やまほいく）認定団体」の「普及型」団体として公立保育園7園が認定され、令和6年には、市内の私立保育園1園も認定となり自然や地域の環境を活かした保育を行っています。

また、保育園における保護者負担の軽減として、令和5年4月から、市内のすべての保育園で使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止しました。

令和5年6月から、0歳～18歳までの医療費（通院・入院）が、医療機関の窓口で無料となり、窓口で医療費を負担することなく無料で医療を受けることができるようになりました。

令和6年4月に、すべての妊産婦、子育て世帯、こども、女性を対象とした包括的な総合窓口として、「飯山市こども女性家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期の家庭や困難な問題を抱える女性の不安や困りごとに対してワンストップで対応することにより、安心して出産・子育て・生活ができるよう支援しています。

（4）たくましい子ども達を育てるための、保育園、小・中学校の適正規模による配置

園児数の減少等により、令和3年4月に「あきは保育園」が「しろやま保育園」と統合となりました。令和4年4月、私立幼稚園の利用定員が10名減となり、令和5年4月からは私立保育園の利用定員も40名減となりました。一方、3歳未満児の保育園への入所希望割合は年々増加し、特に0・1歳児の年度途中からの入所が増えていますが、受け入れニーズに対する教育・保育の量は確保できました。

また、飯山市教育委員会では、令和4年度から新統合小学校開校計画推進会議に「保育園適正規模等研究委員会」を設置し、さらに研究を重ね、その結果を踏まえより良い保育環境の実現に向けた今後の保育のあり方を具体的に定めていくことを目的とし、令和6年3月に「飯山市未来の保育検討会」を改めて設置しました。検討会では、園児数の減少により異年齢児と一緒に保育を受けている「混合クラス」が増えているが、子どもの発達にとっては年齢ごとの保育が望ましいため、混合クラスの解消や土曜・休日保育などの保育サービスの充実等、保育園の現状や課題について総合的に検討しています。

【第4章】 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本方針

子どもたちは社会の希望であり、未来の力です。次代を担う子どもたちが個性豊かで健やかに育つことは、市民すべての願いであり、その道筋を市民みんなで支えていかななくてはなりません。

飯山市では、平成 17 年に「次世代育成支援行動計画」を、平成 22 年に「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、その基本理念を「子どもたちが健やかに生まれ、安心して育てられる飯山市」としてきました。この基本理念を継承し、飯山市第6次総合計画前期基本計画では、基本目標のうち「未来を拓く子どもたちが育つ共育のまち」が、子ども・子育て支援関連の目標に掲げられていることから、これに沿った基本方針とし、重点的かつ戦略的な取り組みを進めます。

【基本方針】

**妊娠・出産 から 子育てまで切れ目のない支援が充実し、
「飯山市で子どもを産み育てたい」と思える
安心と未来への希望が広がるまち**

2. 計画の基本的な視点

本市が目指す子ども・子育て支援の方向性をふまえ、以下の項目を基本的な視点として取り組みます。

◇ 子どもの健やかな成長

未来を拓く子どもたちのひとり一人の健やかな育ちを支える幼児教育
・保育の推進

◇ 安心できる子育て

「飯山市こども女性家庭センター」「飯山市子ども館」を拠点とした
切れ目のない子育て支援体制の強化

◇ 地域ぐるみの子育て

多様な主体が参画する、地域における支え合いの子育て支援の推進

【第5章】 子ども・子育て支援施策の展開について

1. 制度の事業体系

(1) 子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費は保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援給付

(1) 施設型給付

・ 認定こども園 ・ 幼稚園 ・ 保育所

(2) 地域型保育給付費

・ 小規模保育 ・ 家庭的保育
・ 居宅訪問型保育 ・ 事業所内保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

また、令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、令和6年の子ども・子育て支援法改正（令和7年4月施行）により、「妊婦等包括相談支援事業」「産後ケア事業」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が新たに創設されました。

地域子育て支援拠点事業

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 利用者支援事業 | (10) 病児保育事業 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業 | (11) 放課後児童健全育成事業 |
| (3) 妊婦健康診査 | (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業 | (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| (5) 養育支援訪問事業その他要保護児童に
対する支援に資する事業 | (14) 子育て世帯訪問支援事業 【新規】 |
| (6) 子育て短期支援事業 | (15) 児童育成支援拠点事業 【新規】 |
| (7) 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター) | (16) 親子関係形成支援事業 【新規】 |
| (8) 一時預かり事業 | (17) 産後ケア事業 【新規】 |
| (9) 時間外保育事業 | (18) 妊婦等包括相談支援事業 【新規】 |
| | (19) 乳児等通園支援事業 【新規】
(こども誰でも通園制度) |

(3) 保育の必要性の認定について

認定こども園、幼稚園、保育所、特定地域型保育事業を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が国の定める基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

認定区分	対象年齢	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上	教育のみを希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育の必要性がある子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満	保育の必要性がある子ども	保育所・認定こども園 特定地域型保育事業

〈認定基準〉保育の必要性（2号・3号認定）にあたっては以下の基準により認定します。

事由	①就 労（フルタイム、パートタイム、夜間など、基本的に全ての就労） ②就労以外（保護者の疾病・障害・産前後・介護・災害復旧・求職活動・就学等）
区分	①保育標準時間（フルタイム就労を想定） ②保育短時間（パートタイム就労を想定）
優先利用	①ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待等

2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を考慮しながら、一部補正を行いました。

(2) 教育・保育の区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、対象事業ごとに「飯山市全域」と「小学校区域」の2つを設定します。

「飯山市全域」の対象事業		「小学校区域」の対象事業
教育・保育 利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健診事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業	子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業	放課後児童クラブ

【第6章】 量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援給付

(1) 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

① 1号認定（幼稚園）

〈現状〉

幼稚園は、小学校以降の教育の基盤をつくるための幼児期の教育を行う施設で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園でき、市内に私立幼稚園（定員60名）1園が設置されています。また、3歳になる学年（満3歳児）の受入れや、預かり保育も行っています。令和元年10月1日から、幼児教育・保育無償化がスタートし、満3歳からの保育料が無償化されています。市では、保育所と同様に第3子保育料無料化、副食費の無償化を実施しています。

〈量の見込みの考え方〉

幼稚園または認定こども園等を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズに対する必要量は確保されているため、現行の体制を基本に対応していきます。保護者の選択を保障し、幼稚園の利用希望等を確保するため、保育所と同様に保育料・副食費の無償化を継続します。

（単位：人）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 号 認 定	需 要 量（量 の 見 込 み）	52	49	42	34	32
	供 給 量（確 保 の 内 容）	60	60	60	60	60
	特定教育・保育施設	60	60	60	60	60
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

② 2号認定（保育所）

〈現状〉

保育所は、就労や病気などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設で、市内に公立保育園 8 園（内 1 園休園中）、私立保育園 1 園が設置されています。令和 3 年 4 月に、公立のしろやま保育園とあきは保育園が統合しました。令和元年 10 月 1 日より、幼児教育・保育無償化がスタートし、3 歳以上児の保育料が無償化されています。施設の老朽化が進行しているとともに、保育環境の整備が必要です。

〈量の見込みの考え方〉

保育所を利用したい人の割合を算出しています。また、保育所を利用しながら幼児教育も希望する人についても考慮しています。

〈確保方策〉

市内でのニーズに対する必要量は確保されていますが、園児数の減少が見込まれており、適正規模の維持のため、「飯山市未来の保育検討会」をとおして保護者や関係者の意見を聞きながら検討を行います。また、保育料・副食費の無償化を継続します。

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2 号 認 定	需 要 量 （ 量 の 見 込 み ）	272	242	207	171	158
	教育ニーズ	35	34	29	24	22
	保育ニーズ	237	208	178	147	136
	供 給 量 （ 確 保 の 内 容 ）	434	434	434	434	434
	特定教育・保育施設	434	434	434	434	434
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

③ 3号認定（保育所）

〈現状〉

令和元年10月1日より、幼児教育・保育無償化がスタートし、住民税非課税世帯を対象に保育料が無償化されています。また、第2子保育料を半額に、第3子以降の保育料を無料化しています。施設の老朽化が進行しているとともに、増加する3歳未満児に対応した保育室や保育環境の整備が必要です。

〈量の見込みの考え方〉

保育所を利用したい人の割合を算出しています。現在の育児休業取得状況の実態を踏まえています。

〈確保方策〉

市内でのニーズに対する必要量は確保されていますが、途中入園にも対応できるよう、保育士の確保に努めます。適正規模の維持のため、「飯山市未来の保育検討会」をとおして検討を行います。また、3歳未満児の保育環境（施設・設備・備品）の整備に努めます。さらに、給食費の無償化を継続します。

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3 号 認 定 0 歳 児	需 要 量（量の見込み）	18	17	15	14	13
	供 給 量（確保の内容）	39	39	39	39	39
	特定教育・保育施設	39	39	39	39	39
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

(単位：人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3 号 認 定 1～2 歳 児	需 要 量（量の見込み）	60	55	54	49	44
	供 給 量（確保の内容）	207	207	207	207	207
	特定教育・保育施設	207	207	207	207	207
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

(2) 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

認可 定員	19人以下	小規模保育	居宅訪問型保育	事業所内保育
	6人以上 5人以下			
	1人	家庭的保育	【事業主体】 市町村・民間事業者等	【事業主体】 民間事業者等
保育の実施 場所等	保育者の居宅、その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども（地域枠）

〈現状〉

地域型保育事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がありますが、市内には該当施設がありません。

〈量の見込みの考え方〉

小規模かつ0～2歳児までが対象となり、多様な施設や事業の中から利用者が選択できます。都市部では、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図る狙いもあります。

〈確保方策〉

3歳未満児の保育需要の状況や実態の把握に努め、事業者からの申請等があった場合には、認可について検討を行います。



2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行う事業です。

〈現状〉

本市では、令和6年4月に「飯山市こども女性家庭センター」を設置し、各種相談に応じています。また、飯山市子ども館「きらら」においても、子育てに関する相談や教育・保育施設、地域子育て支援事業等の情報提供、利用相談等を行っています。

〈量の見込みの考え方〉

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できる施設数を算出しています。

〈確保方策〉

市内のニーズには十分対応できる量が確保されているため、現行の体制を基本に対応を進めます。

(単位：か所)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量（量の見込み）	こども家庭センター型	2	2	2	2	2
確保の内容（提供数）		2	2	2	2	2

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

〈現状〉

市内には2か所の子育て支援センターを設置しています。北部子育て支援センター（飯山市勤労青少年ホーム内）は平日午前中のみ開館しています。子育て支援センター「たんぽぽ」（子ども館きらら内）は平日9時～16時まで開館しており、土・日曜日にも施設の開放を行っています。

〈量の見込みの考え方〉

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を利用する施設数を算出しています。

〈確保方策〉

市内のニーズには十分対応できる量が確保されているため、現行の体制を基本に対応を進めます。

(単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量（量の見込み）	2	2	2	2	2
供給量（確保の内容）	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、健康状態の把握や検査・計測、保健指導を行うとともに、妊娠中に必要な医学的検査を適時実施する事業です。

〈現状〉

長野県医師会、県市長会、県町村会、県国保連が定めた要項に従って実施されています。

〈量の見込みの考え方〉

母子健康手帳交付者数から想定される妊婦数を対象者として算出しています。

〈確保方策〉

市内の二一ズには十分対応できる量が確保されているため、現行の体制を基本に対応を進めます。

(単位：件)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 量 (量 の 見 込 み)	840	776	686	637	610
供 給 量 (確 保 の 内 容)	840	776	686	637	610

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〈現状〉

全出生児に対して生後2か月前後に、保健師が家庭訪問を実施しています。また生後4か月頃には、主任児童委員の訪問を行っています。

〈量の見込みの考え方〉

将来人口推計により、出生数を訪問対象家庭数として算出しています。

〈確保方策〉

市内の二一ズには十分対応できる量が確保されているため、現行の体制を基本に対応を進めます。また、訪問の様子とともに産後うつアンケート（エジンバラ産後うつ病自己評価票）の結果から、保健師による更なる支援および適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業につなげていきます。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 量 (量 の 見 込 み)	60	55	49	46	44
供 給 量 (確 保 の 内 容)	60	55	49	46	44

(5) 養育支援訪問事業および要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

〈現状〉

乳児家庭全戸訪問事業や利用者支援事業等の情報を踏まえ、保健師などが相談、訪問指導を行っています。併せて、家庭児童相談員や母子父子自立支援員等の個別対応も行っています。

児童虐待については、全国的に児童相談所への相談対応件数が年々増加しており、重篤な児童虐待事例も後を絶たないなど深刻な社会問題となっています。本市においては、重篤な虐待案件は発生していないものの、相談件数は年々増加しています。飯山市要保護児童対策地域協議会では、飯山市こども女性家庭センター、学校・保育園、各相談員などによる「連絡会議」を設置し、情報収集、事実確認、情報共有などを、迅速かつ適切に行っています。

〈量の見込みの考え方〉

乳児家庭全戸訪問事業の訪問対象家庭見込み数から算出しています。

〈確保方策〉

特別な支援が必要な児童・家庭に対する事業であり、対象者の把握に努めつつ、今後も適切に実施していきます。すべての子どもの権利を擁護するために、子どもとその家庭、妊産婦を対象に、実情の把握、相談、必要な調査、継続的な支援を行います。また、調整機関職員や相談員の専門性強化のため、研修等への積極的参加を促します。地域住民への周知を図るため、市広報誌などによる広報活動を行います。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 量 (量 の 見 込 み)	12	11	10	9	9
供 給 量 (確 保 の 内 容)	12	11	10	9	9

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間、お子さんをお預かりする事業です。短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業の2種類があります。

〈現状〉

本市では、令和6年1月から、市内の児童養護施設1か所および市外の乳児院1か所の2施設と契約を締結し、ショートステイ事業を実施しています。

〈量の見込みの考え方〉

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

保護者の疾病や育児不安などの各種相談等から、今後の需要動向の把握に努めつつ、虐待やネグレクトへと繋がることを防ぐため、関係機関と連携し事業を実施します。今後、トワイライトステイ事業についても検討していきます。

(単位：人日(延べ人数))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	32	29	26	24	23
供 給 量 (確 保 の 内 容)	32	29	26	24	23

(7) 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業（就学児対象）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〈現状〉

飯山市子ども館「きらら」内に設置している子育て支援センターに事務局をおき、常に一定程度の利用があります。

〈量の見込みの考え方〉

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者が、児童の預かり等の援助の提供を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

提供会員の確保に努めるとともに、事業の認知度を上げるため、積極的な広報活動を行います。

(単位：人日(延べ人数))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 量 (量 の 見 込 み)	47	42	39	37	34
供 給 量 (確 保 の 内 容)	47	42	39	37	34

(8) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ・Ⅱを除く）

保護者が就労や病気、介護、冠婚葬祭などにより家庭での保育が困難な場合に、保育所や幼稚園などで子どもを一時的に預かる事業です。

〈現状〉

満6か月(公立園は満1歳)以上の保育園や幼稚園に入園していない子どもを対象に、拠点園（公立1園、私立1園）で実施しています。

〈量の見込みの考え方〉

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

市内のニーズには十分対応できる量が確保されているため、現行の体制を基本に対応を進めます。

(単位：人日(延べ人数))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 量 (量 の 見 込 み)	237	219	193	180	172
供 給 量 (確 保 の 内 容)	237	219	193	180	172
一時預かり事業	237	219	193	180	172
ファミリーサポート事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもが、通常の利用時間以外に保育所等において保育を行う事業です。

〈現状〉

保護者の就労、疾病等、また保護者の冠婚葬祭や緊急に保育必要量を超えて保育を必要とする場合に実施しています。

〈量の見込みの考え方〉

保育認定を受けた子どもが、通常の利用時間以外に保育所等において保育を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

市内のニーズには十分対応できる量が確保されているため、現行の体制を基本に対応を進めます。

(単位：人(実人数))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 量 (量 の 見 込 み)	75	68	61	52	48
供 給 量 (確 保 の 内 容)	75	68	61	52	48

(10) 病児保育事業(病後児保育)

病児(病後児)について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

〈現状〉

当市では、病後児保育については、飯山市子ども館きららに併設し実施しています。一方、病児保育については、医師不足などの状況により実施には至っていません。

〈量の見込みの考え方〉

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等による一時的な保育等を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

病後児保育については、飯山市子ども館きららに併設し、市内のニーズには十分対応できる量が確保されているため、現行の体制を基本に対応を進めますが、受入れ時間の延長等を検討します。病児保育については、病気の子どもを安心して預けられるように、病院委託による実施を目指します。

(単位：人日(延べ人数))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 量 (量 の 見 込 み)	15	13	12	12	11
供 給 量 (確 保 の 内 容)	15	13	12	12	11
病児保育事業	15	13	12	12	11
(病児保育)	0	0	0	0	0
(病後児保育)	15	13	12	12	11
ファミリーサポート事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に就学している子どもで、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭で養育できない子どもを対象として、放課後の時間帯において子どもに適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

〈現状〉

核家族化や共働き世帯の増加により、登録児童数や利用数は増えています。令和7年度の城北小学校開校にあわせ、区域内の放課後児童クラブ等の統合を行います。

〈量の見込みの考え方〉

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童が、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用した安全・安心な居場所を利用したい人の割合を算出しています。

〈確保方策〉

市内のニーズには十分対応できる量が確保されているため、現行の体制を基本に対応を進めます。各学校区ごとに量を見込みますが、各施設の定員が確保する上限となりますので、ニーズに応じて定員の見直しを行います。また、令和7年度から城北小学校で放課後子ども教室（アフタースクール）が始まり、関係機関と連携しながら放課後の子どもの居場所確保に対応します。

（単位：人（登録児童数））

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 量 （ 量 の 見 込 み ）	218	208	197	189	174
飯山小学校	71	68	65	61	57
木島小学校	31	29	28	27	25
秋津小学校	46	44	41	40	36
城北小学校	70	67	63	61	56
供 給 量 （ 確 保 の 内 容 ）	255	255	255	255	255
飯山小学校	70	70	70	70	70
木島小学校	20	20	20	20	20
秋津小学校	45	45	45	45	45
城北小学校	120	120	120	120	120

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

〈確保方策〉

現在、事業の実施はありません。対象者の把握に努めつつ、必要に応じ適切に事業を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

〈確保方策〉

現在、事業の実施はありませんが、事業者等からの相談があれば、必要に応じ適切に対応し、事業を実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援を実施することで家庭環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐ事業です。

〈確保方策〉

現在、事業の実施はありません。対象者の把握に努めつつ、事業の実施に向けて取り組んでいきます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新）

養育環境等に問題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童やその家庭に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや相談支援、食事の提供や関係機関へのつなぎ等の支援を行い、虐待を防止し、子どもの健全な育成を図る事業です。

〈確保方策〉

現在、事業の実施はありません。この事業とは異なりますが、学校に行くことができない児童・生徒の居場所として令和5年4月に「教育支援センター」を飯山市子ども館きららに設置しています。

(16) 親子関係形成支援事業（新）

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対して、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況に応じた情報提供や相談および助言等を実施し、親子の関係や子どもとの関わり方を学び、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

〈確保方策〉

現在、事業の実施はありません。対象者の把握に努めつつ、事業の実施に向けて取り組んでいきます。

(17) 産後ケア事業（新）

出産した退院直後の母子に対して、心身のケアや育児の相談支援等を行い、産後も安心して子育てができる環境を整えることを目的とした、出産後のお母さんと子どもをサポートする事業です。

〈現状〉

当市では、平成30年度から、出産後の生活や身体的機能の回復に不安があり、指導が必要な方へ、産科医療機関等において事業を実施しています。

〈量の見込みの考え方〉

現状の利用実績を踏まえ、将来人口推計を基に年間利用人数を算出しました。

〈確保方策〉

市内のニーズには十分対応できる量が確保されているため、現行の体制を基本に対応を進めます。

（単位：人日（延べ人数））

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 量 （ 量 の 見 込 み ）	35	31	29	28	25
供 給 量 （ 確 保 の 内 容 ）	35	31	29	28	25

(18) 妊婦等包括相談支援事業（新）

妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的に、妊婦やその配偶者に対して面談等により情報提供や相談を行う事業です。すでに創設されている「妊婦のための支援給付」を行うに当たって、この事業の支援を効果的に組み合わせることが国から示されています。

〈現状〉

当市では、令和4年度から経済的支援である「マタニティ応援ギフト・子育て応援ギフト」と併せ伴走型相談支援として事業を実施しています。

〈確保方策〉

市内のニーズには十分対応できる量が確保されているため、現行の体制を基本に対応を進めます。

(単位：人日(延べ人数))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 量 (量 の 見 込 み)	48	44	39	36	35
供 給 量 (確 保 の 内 容)	48	44	39	36	35

(19) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) (新)

多様な働き方やライフスタイルに対応することを目的として、保護者の就労状況にかかわらず、生後6か月から2歳の未就園児を対象に、毎月一定時間保育を利用することができる給付制度です。

〈量の見込みの考え方〉

現状の利用実績を踏まえ、将来人口推計を基に対象年齢の児童の一日あたりの利用人数を算出しました。

〈確保方策〉

現在、事業の実施はありません。国の動向を注視しつつ、令和8年度からの実施に向け取り組んでいきます。

(単位：人日(延べ人数))

区分	令和7年度			令和8年度		
	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
需 要 量 (量 の 見 込 み)	2	3	3	2	3	3
供 給 量 (確 保 の 内 容)	0	0	0	2	3	3

令和9年度			令和10年度			令和11年度		
0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
2	3	3	2	3	3	2	3	3
2	3	3	2	3	3	2	3	3

3. その他関連施策

(1) 児童虐待防止対策の充実

長野県が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた支援施策を推進します。

■ 児童虐待防止対策の充実（担当部署：飯山市こども女性家庭センター）

児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図り、体罰によらない子育てを推進するとともに、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応のため、「飯山市こども女性家庭センター」を新たに設置し、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携して、包括的・継続的な支援の強化を図ります。

■ 家庭的養護の推進（担当部署：子育て支援係）

児童虐待や養育困難など、何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、施設養護から家庭養護への比率を高めるため、県と協力して里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等を行います。

(2) 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

長野県が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた支援施策を推進します。

■ ひとり親家庭の相談支援（担当部署：飯山市こども女性家庭センター）

ひとり親家庭への相談業務の充実や、自立のための各種支援制度などの情報発信に努めます。

■ 児童扶養手当の支給（担当部署：子育て支援係）

児童扶養手当（国制度）の適正、迅速な支給を実施します。

(3) 障がいがある子の子育て支援

孤立しがちである障がいがある子がいる家庭が子育てと仕事を両立できる支援を充実させ、飯山市障がい児福祉計画と調和がとれた支援施策を推進します。

■ 乳幼児健康診査の実施（担当部署：健康増進係）

乳幼児を対象に、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による健康診査を実施します。また、子どもの発達に応じて、臨床心理士による発達相談や療育教室の情報提供を行います。

■ 発達障がい児等の相談の実施（担当部署：健康増進係、飯山市こども女性家庭センター）

発達障がいがある子および発達障がいの疑いのある子どもの相談支援を実施します。

■ 障がい児保育の実施（担当部署：子育て支援係）

発達障がい等のある乳幼児に、保育士を追加で配置することにより、すべての子どもがともに育ちあう、統合保育を市内全保育所で実施します。（障がいの程度や種類によって判断。）

■ **心身障がい児母子通園訓練事業の実施**（担当部署：障がい福祉係、健康増進係）

心身の発達に不安や心配を抱く在宅の乳幼児、児童及び保護者を対象とし、心身の発達のため療育や訓練をとおして、健全な親子関係の形成を支援します。

■ **放課後対策事業の実施**（担当部署：障がい福祉係）

飯山市子ども館に放課後等デイサービスを設置し、障がいのある子どもたちへの療育指導や、障がいのない子どもたちとの交流により、地域社会への参加・包括（インクルージョン）、相談機能を充実させます。また、医療的ケアが必要な重度心身障がい児の放課後等の一時預かり施設の機能充実について検討します。

■ **就学前の障がい児の支援**（担当部署：障がい福祉係）

幼児教育・保育の無償化に併せて、3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための、児童発達支援等の利用者負担が無償化されました。

(4) 仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう雇用環境の基盤整備を図ります。

■ **就学前教育の充実と小学校との連携**（担当部署：学校教育係、子育て支援係）

保育所・幼稚園と小学校が連携し、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。

■ **放課後子ども教室の設置**（担当部署：学校教育係、子育て支援係）

放課後児童対策パッケージに基づき、地域で子どもたちを育む環境づくりと、子どもたちの安心・安全な活動拠点づくり・居場所づくりを推進します。また、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進します。

■ **I J Uターン者の相談・斡旋体制の充実**（担当部署：移住定住係、商工係）

雇用や就業に関する情報の提供、就業相談、斡旋等、就業に向けた各種支援を充実させ、就業者の能力向上や生活の安定化支援に努めます。

■ **若者世代に向けた移住・定住促進**（担当部署：住宅係、移住定住係）

若者向けの住宅（一戸建て）整備や、安価な家賃で入居可能な若者住宅の供給量を増やし、若者世帯の定住につながる住環境を整備します。また、通勤支援により若年層流出を抑制します。

■ **休日保育事業の実施**（担当部署：子育て支援係）

拠点園方式による休日保育を実施し、ニーズに応じて拡充を図ります。

■ **保育所の整備、充実**（担当部署：子育て支援係）

「飯山市未来の保育検討会」をとおして保護者や関係者の意見を聞きながら検討を行います。

(5) 地域で支える子育て環境の推進

核家族化が進み、親が一人で子育ての悩みを抱えないように、日ごろから子育て中の親同士の交流や近所付き合いを応援します。

■子どもや母親、妊婦の健康の確保（担当部署：健康増進係）

妊娠から子育ての中で感じるさまざまな不安や疑問について、相談できる体制を充実させ、出産や子育てについて学ぶ場を提供します。

事業名		内容
①	母子健康手帳交付	保健師と面談後、母子健康手帳の交付および妊婦一般健康診査受診票（14 回分）と産婦健診受診票（2 回分）をお渡ししています。
②	口腔内疾患検診	母子健康手帳交付時に口腔内疾患検診受診券（1 回分）を交付しています。
③	マタニティセミナー	妊娠・出産・子育てについての知識を学びながら、お母さん同士の仲間づくりを目的として開催しています。お父さんの参加も可能です
④	産後ママヘルプサービス	出産後、育児に関する不安があり、身近に産後のサポートをしてくれる人や相談者がいない場合、支援員がご自宅を訪問してサポートを行います。
⑤	もぐもぐ離乳食教室	生後4～5か月頃の「食」のスタートにあたり、どのようなものをどのようにあげたらよいか実習しながら学びます。
⑥	ママサポートプログラム	出産後から1歳6か月までのお子さんがいるお母さんを対象に、心も体も元気になれるように考えられた育児応援プログラムを行います。
⑦	2か月児ママの会	その月に生後2か月になる赤ちゃんがいるお母さんのための会です。同じ月生まれのお母さん同士で、日頃感じている悩みや不安を話して、情報交換や仲間づくりができます。
⑧	健康相談	月1回、保健師・栄養士・歯科衛生士等が赤ちゃんの成長発達や離乳食など、子育て中の様々な相談に応じています
⑨	母乳相談	月2回、助産師が母乳や赤ちゃんの成長発達に関する相談に応じています。

■ **乳幼児健康診査の実施**（担当部署：健康増進係）

1 か月児、4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳児、3 歳児を対象に、健康診査を実施します。また、未受診児、要観察児に対し、フォローを行います。

■ **幼児歯科健康診査と歯科健康教育の実施**（担当部署：健康増進係、子育て支援係）

園児に対して、歯科医師による年 2 回の歯科検診の実施、および歯科衛生士による年 1 回の歯科保健指導を実施します。また、園児の保護者および祖父母を対象に歯科健康教育を実施します。

■ **子育てグループづくり**（担当部署：健康増進係、子育て支援センター）

子育てについて、親同士の情報交換や仲間づくりの場を提供し、親子の遊びや交流・学習、母親学級などの機会をととして、相互のコミュニケーションを図り、子育てグループの育成を図ります。

■ **子どもの居場所づくり**（担当部署：学校教育係、子育て支援係）

すべての子どもが安心して過ごせる環境を提供し、健全な成長を支援するため地域の実情に即した具体的な施策を展開する必要があります。放課後・週末などの子どもの居場所づくりを推進し、地域と連携しながら、安心して成長できる環境整備を検討します。

(6) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

■ **産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保**

（担当部署：子育て支援係、飯山市子ども女性家庭センター）

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育施設等を円滑に利用できるよう環境を整備します。また、産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に情報提供を行うとともに、相談支援の充実に取り組みます。

■ **外国につながる幼児への支援・配慮**（担当部署：子育て支援係）

国際化の進展に伴い、外国人幼児や両親が国際結婚の幼児など、いわゆる外国につながる幼児が増加しています。当該幼児および保護者が円滑にサービスを利用できるよう支援し、受け入れる事業者や保育士等に対しても助言を行います。

■ **幼児教育・保育の質の向上**（担当部署：子育て支援係、飯山市こども女性家庭センター）

保育所および幼稚園等への指導体制の充実・強化のため、長野県が配置する教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの活用を検討し、教育・保育の内容の充実と質の向上を図ります。また、引き続き、家庭児童相談員等による巡回相談を実施し、支援が必要な子どもと家庭の早期発見および対応の充実を図ります。

■ **子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**（担当部署：子育て支援係）

幼児教育・保育の無償化においては、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討・改善を行います。

(7) 子育て世代の保護者の負担軽減

少子化が進む一方、子育てにかかる経済的な負担や子育てに対する不安が高まる中、子育てに対する不安を解消し、子育て世帯の経済的な負担軽減を進め、子育てしやすい環境づくりを推進します。

■ マタニティタクシー利用料金助成事業の実施 （担当部署：健康増進係）

出産病院までの交通手段がなく、出産のため病院へ移動する際にタクシーを利用せざるを得ない方へ「飯山市マタニティタクシー利用券」を交付します。

■ 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への宿泊費等支援事業の実施（担当部署：健康増進係）

遠方の分娩施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩施設までの移動にかかる交通費および出産までの間分娩施設の近くで待機するための宿泊施設の宿泊費の一部を補助します。

■ 飯山市出産特別給付金の支給 （担当部署：健康増進係）

養育する者の経済的負担軽減とともに次代を担う子どもたちの健全な育成に資することを目的に出産したお子さん1人につき100,000円を支給します。

■ 妊婦のための支援給付の実施 （担当部署：健康増進係）

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく身近に寄り添い、様々なニーズを必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業」を行っています。あわせて経済支援として、妊婦1人あたり50,000円と子ども1人につき50,000円を支給します。

■ 子ども医療費助成等の実施 （担当部署：障がい福祉係）

乳幼児等・妊産婦・障がいのある方・母子家庭等の母子および父子家庭の父子の福祉推進を図るため、保険診療等に係る医療費の自己負担の一部を助成します。また、子どもの医療費負担の軽減および早期治療の促進を図るため、対象年齢拡大、窓口無料化等制度を拡充しました。

■ 保育料無料化事業の実施 （担当部署：子育て支援係）

幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児の保育料を無償化するとともに、3歳未満児についても、第1子、第2子の年齢および同時入所か否かに関わらず、第3子以降の保育所、幼稚園の保育料の無料化を継続します。第2子や低所得世帯についても、保育料の軽減を実施しました。

■ 保育料階層表の細分化による負担の軽減 （担当部署：子育て支援係）

国の徴収基準に対する一定の軽減はもちろんのこと、階層区分も国基準から細分化することにより、所得に応じた負担の妥当性確保と負担軽減を図ります。

■ 児童手当の支給 （担当部署：子育て支援係）

令和6年10月分からすべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援として、児童手当の抜本的拡充が図られました。児童手当の適正、迅速な支給を実施します。

■ 就学援助の実施 （担当部署：学校教育係）

子ども達が等しく義務教育を受けることができるように、経済的な理由により就学が困難な学齢児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部を援助します。

(8) 情報提供の充実

子育て世帯に必要な情報を提供するとともに、子育てしやすい環境づくりを推進します。

■ 子育て情報冊子の発行 （担当部署：子育て支援係）

市の子育て支援事業や市内の子育てサークルの活動等、子育てに関連する情報を冊子にまとめて紹介します。

■ 保護者連絡アプリ「すぐる」の導入 （担当部署：学校教育係、子育て支援係）

市内の小学校および公立保育園において、保護者連絡アプリ「すぐる」を導入し、各施設から保護者への連絡をアプリで発信します。今後は、保護者への情報提供をさらに充実させるよう検討を進めます。

■ 母子手帳アプリ「母子モ」の導入 （担当部署：健康増進係）

妊娠期、子育て期などのライフステージに応じた子育てに必要となる情報を発信します。登録・利用料金は無料（ただし、利用の際の通信料・利用環境等に関する費用は利用者負担）で、市民の方ならどなたでも利用できます。

(9) 少子化対策

■ 未婚者の出会いの場の提供 （担当部署：移住定住係）

少子化の要因の一つに、未婚化と晩婚化があり、独身男女の出会いの場の創出を図り、交流支援を行います。

■ 『結婚仲人』報奨金制度 （担当部署：移住定住係）

独身男女の紹介、相談等を行い結婚まで導く「結婚仲人」を募集し、結婚仲人として登録後に紹介や相談活動を行い結婚までたどり着いた際は、結婚仲人に報奨金を差上げます。

■ 結婚相談所『いいやま出会いサポートセンター』の設置 （担当部署：移住定住係）

独身男女の紹介、相談等を行い、結婚まで導く「結婚相談所」を設置し、相談員を配置して、イベント等の出会いの機会の提供や、結婚仲人制度による婚姻の仲立ちの取組と連携し、結婚を希望する未婚者の情報を一元化し、マッチングを行う拠点として活用します。

■ こうのとりの支援事業 （担当部署：健康増進係）

不妊治療が保険適用となり、これに伴い市の不妊治療支援制度の限度額等を拡充しました。

【第7章】 計画の推進体制

1. 計画の推進

本計画では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所などの子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

2. 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。このため、庁内における評価・検証はもちろんのこと、毎年「飯山市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

〈飯山市子ども・子育て会議の役割〉

- ◇ 子ども・子育て支援法に基づく給付の対象となる飯山市内の教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- ◇ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関し、意見を述べること
- ◇ 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や施策の実施状況を調査審議すること

1. 飯山市子ども・子育て会議条例

＜飯山市子ども・子育て会議条例＞

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定により、飯山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）法第6条第2項に規定する保護者
- （2）事業主を代表する者
- （3）労働者を代表する者
- （4）法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において単に「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- （5）子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- （6）公募による者
- （7）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

1 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年飯山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

<省略>

附 則（令和5年6月29日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 飯山市子ども・子育て会議 委員名簿

会長 久保田 桂子

副会長 小田切 浩一

(敬称略)

	選 出 項 目	団 体 名	氏 名
1	保護者	公立保育園保護者会代表	奥 本 紀 彦
2	保護者	私立幼稚園PTA代表 (中央幼稚園保護者会)	高 橋 美津子
3	保護者	私立保育園保護者会代表 (めぐみ保育園保護者会)	古 田 留 美
4	保護者	飯山市PTA連合会	石 川 健太郎
5	事業主を代表する者	東栄会	小田切 豊
6	労働者を代表する者	連合長野高水地域協議会 北信地区連合会	荻 原 瑞 紀
7	事業に従事する者	飯山市社会福祉協議会	北 爪 英 紀
8	事業に従事する者	飯山市保育園連盟	倉 科 知 子
9	事業に従事する者	私立幼稚園の代表 (中央幼稚園)	服 部 泰 代
10	事業に従事する者	私立保育園の代表 (めぐみ保育園)	梅 澤 香 代
11	知識経験を有する者	飯山市民生児童委員協議会	久保田 桂 子
12	知識経験を有する者	飯山市主任児童委員会	丸 山 明 美
13	知識経験を有する者	飯山市校長会	小田切 浩 一
14	公募による者	公募委員	深 谷 真由美
15	公募による者	公募委員	高 橋 昌 子
16	その他市長が必要と認める者		山 崎 早 紀
17	公募による者 (～令和6年 11 月 30 日)	公募委員	西 澤 愛
18	公募による者 (～令和6年 11 月 30 日)	公募委員	藤 澤 知 佳
19	公募による者 (～令和6年 11 月 30 日)	公募委員	川 口 和 江



第三期飯山市子ども・子育て支援事業計画

発行 令和7年4月 飯山市

編集 飯山市 教育部 子ども育成課

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

TEL (0269)62-3111 (代表) FAX (0269)62-5990
